

熊本県公報

号外 第44号の2
平成15年11月7日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
 ○道路の供用開始.....(道路総務課) 1

告 示

熊本県告示第1087号の2
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成15年11月7日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。
 平成15年11月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	4 4 5 号	上益城郡矢部町大字北中島字北城ノ尾 312番1地先から 同 所 同 字 321番6地先まで	200.0	国特一種

2 供用開始する期日 平成15年11月7日

